

問 1

予想問題

制限行為能力者

次の 1 から 4 までの記述のうち、民法の規定及び下記判決文によれば、正しいものはどれか。

(判決文)

思うに、民法 20 条にいう「詐術ヲ用キタルトキ」（注：現行民法 21 条にいう「詐術を用いたとき」）とは、無能力者（注：制限行為能力者）が能力者であることを誤信させるために、相手方に対し積極的術策を用いた場合にかぎるものではなく、無能力者が、ふつうに人を欺くに足りる言動を用いて相手方の誤信を誘起し、または誤信を強めた場合をも包含すると解すべきである。したがって、無能力者であることを黙秘していた場合でも、それが、無能力者の他の言動などと相俟って、相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときは、なお詐術に当たるといふべきであるが、単に無能力者であることを黙秘していたことの一事をもって、右にいう詐術に当たるとするのは相当ではない。

- 1 制限行為能力者が、自分が制限行為能力者である旨を相手方に告げない場合には、制限行為能力者は詐術を理由に常に契約を解除できない。
- 2 制限行為能力者が契約を締結した場合に、相手方に対し、自身が行為能力者である旨の偽造文書を提示していた場合には、行為能力の制限を理由に契約を解除することはできない。
- 3 制限行為能力者の「詐術」とは、相手方に対し積極的に虚偽の事実を伝えることのみを指す。
- 4 制限行為能力者が制限行為能力者である旨を契約の相手方に伝えないのみならず、制限行為能力であると相手方が誤信するような言動をしたとしても、「詐術」には当たらない。

■■〔正解〕 2 ■■

□□ 1 × 解除できる場合があります

判決文においては「黙秘していたことの一事をもって、右にいう詐術に当たるとするのは相当でない」とされています。そのため、相手方に制限行為能力者である旨を告げなかったとしても、他の言動と相俟って相手方を誤信させない場合には、「詐術」には当たらず、解除ができます。故に、「常に」解除できないとする点で誤りです。

□□ 2 ○

自身が行為能力者である旨の偽造文書を交付し、相手方を誤信させる行為は「積極的術策」を用いた場合にあたり、「詐術」の典型例であって、制限行為能力者であることを理由とする解除はできません。

□□ 3 × 他にも「詐術」に該当する場合があります

判決文においては「相手方に対し積極的術策を用いた場合にかぎるものではなく、無能力者が、ふつうに人を欺くに足りる言動を用いて相手方の誤信を誘起し、または誤信を強めた場合をも包含すると解すべき」とされています。そのため、「相手方に対し積極的に虚偽の事実を伝える」場合以外にも、「詐術」に当たる場合があります。

□□ 4 × 「詐術」にあたります

判決文においては「無能力者であることを黙秘していた場合でも、それが、無能力者の他の言動などと相俟って、相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときは、なお詐術に当たる」とされています。